この度、9月末をもって、岡山県収入証紙が廃止となることから、岡山県土木部より、10月1日以降の建設業許可や経営事項審査等の申請、建設業許可等の証明に係る手数料の支払い方法について変更される旨の通知がありました。

つきましては、各支部会員企業の皆様に対しまして、岡山県ホームページ（下記アドレス）並びに別添チラシをご確認いただきますよう、周知方よろしくお願いいたします。

＜岡山県ホームページ＞

・令和５年(2023年)９月末で 岡山県収入証紙を廃止します！

<https://www.pref.okayama.jp/page/867134.html>

・【令和５年１０月１日～】建設業許可申請、経営事項審査申請等の申請手数料の支払方法の変更について

<https://www.pref.okayama.jp/page/867915.html>

・建設業許可等に係る証明及び閲覧

<https://www.pref.okayama.jp/page/293922.html>